

# 平成26年度公害等調整委員会 政策評価懇談会

日時：平成27年3月27日（金）15:00～16:40  
場所：公害等調整委員会委員会室

○駒形事務局長 それでは、少し早いですがけれども、平成26年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。

日本司法支援センター特別参与、大川真郎様。

○大川構成員 よろしくお願ひします。

○駒形事務局長 (株)電通シニア・クリエイティブ・ディレクター、岸勇希様。

○岸構成員 よろしくお願ひします。

○駒形事務局長 関西大学総合情報学部教授、名取良太様。

○名取構成員 よろしくお願ひします。

○駒形事務局長 栃木県公害審査会会長、山田洋一様。

○山田構成員 山田でございます。よろしくお願ひします。

○駒形事務局長 なお、東京経済大学現代法学部長の磯野弥生様は15分程度、遅れるということでございます。また、例年、懇談会に出席していただいております上智大学大学院法科大学院長の北村喜宣様は、本日は残念ながら御欠席でございます。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

富越和厚委員長。

○富越委員長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○駒形事務局長 柴山秀雄委員。

○柴山委員 柴山です。よろしくお願ひいたします。

○駒形事務局長 吉村英子委員でございます。

○吉村委員 よろしくお願ひします。

○駒形事務局長 なお、柴山委員は16時ごろ、途中退席とさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局からは事務局長を務めます私、駒形のほか、飯島事務局次長、河合総務課長、加藤総務課課長補佐が出席しております。本日は私、駒形が司会をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、まず、富越委員長より一言、御挨拶を申し上げたいと思います。委員長、よろしくお願ひします。

○富越委員長 本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。当委員会では政策評価懇談会を毎年開催させていただいており、毎回、業務全般について非常に貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様にお越しいただきまして厚く御礼を申し上げます。開催に当たり、本年度の当委員会の動きについて簡単に申し上げたいと思います。

本日時点で新規に受け付けた公害紛争件数は20件、昨年度の37件からは減少となっております。また、係属した事件数は71件、終結した事件数は26件となっております。本年度

は新規受付件数が減少した一方で、長期にわたって係属した事件の多くが終結しております。受付件数の減少や係属期間の長期化の要因を探り、改善を図っていくことが業務目的を達成する上で重要なことであると考えております。また、本年度は公害紛争処理制度に関する懇談会を開催し、自治体の管轄の在り方や情報通信技術の利用等といった現代的な課題について、御議論をいただいたこともございます。そういった議論を踏まえまして、紛争処理制度全体との関連を考えながら、当委員会における紛争処理制度の利便性の向上を図っていきたいと思っているところであります。

今回の意見交換は、本年度の当委員会の業務実績のモニタリングを通じ、より効果的かつ効率的に業務を遂行していく上での知見を得る有意義な機会となるものと考えております。有識者の皆様には業務運営の全般について御知見を賜り、ぜひ、忌憚のない御意見をお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○駒形事務局長 次は、当委員会の業務及び政策評価についての御説明、意見交換でございます。今年度は平成28年度までの3カ年である政策評価基本計画期間の最初の年となっております。また、今年度から政府一体として政策評価の重点化に取り組んでおりますので、まずは本懇談会の位置付けにつきまして、河合総務課長より説明いたします。

○河合総務課長 では、資料1を御覧いただきたいと思っております。この懇談会は、メンバーの先生方も昨年と同じということで、説明の中身も実は昨年と同じでございますので、1年前のおさらいということではございますが、一応、確認のためということで簡単に御説明させていただきますと思っております。

それで、資料1ですが、政策評価の実施に当たってそれぞれの省庁で懇談会を置かせていただいているわけですし、当公調委も三条委員会として設置をさせていただいているわけですが、裏ページを御覧いただきますと、昨年、これは当時の新藤総務大臣の御示唆でめり張りをつけるというような御指示があって、このようになっているわけですが、それぞれの政策ごとにめり張りをつけて毎年、毎年ではなく、重要な年について特に重点的に評価を行うと、それ以外の年はモニタリングにとどめるというようなことで、毎年、毎年、その評価をしていくというのは評価疲れにもなるし、めり張りもつかないというような、そういった観点での御示唆でこんな話になったということで、ただ、当委員会につきましては特に政策官庁というわけではなく、決まった業務を定型的にやってくるわけですので、ですから、ある政策がいつが重点で、違うものはいつでという話にはならないので、従来、3年ごとの計画でやってきたということもあって、3年毎の基本計画を作って、その途中の年、1年目と2年目はモニタリングをしましょうというようなことにさせていただいたということでございます。

まず、最初の位置付けにつきましては以上でございます。

○駒形事務局長 ただいまの説明のとおり、本日は今年度の業務実績のモニタリングをした上で、来年度の実施計画についての御意見を賜りたいと思っております。当委員会の業務は、

公害紛争処理と土地利用の調整という二つに大きく分けられますので、まずは公害紛争の処理の状況について河合総務課長から説明の後、意見交換を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○河合総務課長 では、資料2と3を行ったり来たりしながら御説明を申し上げたいと思います。まず、資料2を御覧いただきたいと思いますが、昨年、基本計画を作ってくださいまして、そこで、この3年間の新たな指標なり、基準なりを作ったということで、それがどのようになっているかということ今年度についてはモニタリングをするということでございます。なお、平成26年度実績については、平成27年2月末時点のものでございます。

それで、まず、1ページ目の最初の四つ指標が入っていますが、最初の1のところ、事件の相談件数、受付件数、係属件数、終結件数ということですが、それぞれ、26年度のところに黄色く入ってございますとおり、相談件数291件、受付件数20件、係属件数71件、終結件数23件となっております。これを基準値と比べますと、特に相談件数がかなり大きく減っているという状況になっております。受付件数も昨年度は特に裁定事件につきましては、制度発足以来、最高というような数字だったんですが、一転して今年度は20件ということで多少、減っていると。ただ、平成の1桁の年は数件という1桁台の件数だったので、そういった時代と比べますと、それでも大きく減っているというわけではないんですが、ただ、25年度が多かったものですから、それと比べるとかなり減っている感じがするということでございます。

終結件数が23件ということで、これも基準の33件から比べると相当少なく見えるんですが、過去何年かで比較してみると、そこまで低い数字ではないんですが、基準値に比べると10件少ないと。この基準値の作り方も昨年度も御議論いただきましたが、32件の受付があると見込んで、赤字を出さないということでプラス1件で33という目標を置くというような考え方で置かせていただいたということでありまして、それから見ますと20件の受付で23件が終結しているので、3件の黒字を出しているという意味では、負債は積み重なっていないと、そちらの面ではそうは言えるという状況にはなっております。

それから、2番目の事件調査の実施状況ということですが、これも昨年度に基準を作るときに70回ということで、これは事務局が事前に調査に行く場合と、それから、裁定委員会の指示で調査に行く場合、あるいは裁定委員会が自ら調査に行く場合といったような調査を行う場合は、すべからず全部足し上げた数字として70回ということで、この数字の取り方は年次報告書等で別のベースで取っているものもございまして、行った調査は全て取り込んでカウントするというので、去年、整理をさせていただいておりますが、今年度は59回ということで、これも終結が少ないことと関係があるのかもしれませんが、若干、少なめに出ていると。

ただ、先ほどの委員長の挨拶にもございましたが、過去、かなりずっと引きずってきていた大型の事件とか、長期化してきた事件なんかは今年度でかなり終結を見ている。です

から、かなりたまっていたものは吐き出しをしているということがあるので、ですから、終わるものは終わっているんですが、事件調査の実施状況のような数字で見ると、特に基準から比べると少なめに出ていると。

それから、3番目ですが、平均処理期間ということでございまして、これも昨年度は専門的でないものは1年3か月、専門的な事件は2年ということで、専門的なものの定義としまして、要するに専門委員を置いて調査を行うという、専門家の学者の先生の知見を借りたりするようなものは専門的だと、あるいは外部の業者に頼んで騒音の測定とか、地盤のボーリングとか、そういったような専門的な調査を行うというようなものは専門的だと、この二つの要件のいずれかに当たるものは専門的な調査なんだということで整理をさせていただきまして、それで、そういった専門的な調査を企画して当事者の意見を聴いて、実施をして出てきた報告書についてさらに専門委員に意見書を書いてもらって、当事者の意見を聴いてというような手続を踏むと、相当、専門的でない、そういうことをしない事件と比べると9か月ぐらいの差はないとおかしいだろうということで、1年3か月と2年ということで差を設けて基準を作らせていただいたというのが去年の議論だったわけですが、実態が今年度はどうだったかということで、専門的でない事件が1年9か月、専門的なものは2年2か月ということで、これも過去と比べますと、専門的でない事件は、従来、1年1か月とか、そのぐらいだったものが急に平均が長期化してしまったということで、かなりいきなり数字が悪化したという、そんな結果になっておりまして、一方で、専門的な事件の方は2年2か月ということで、過去と比べるとかなり縮まってきていると、こちらの方は改善傾向が見られるということになっております。

この辺の理由も、なかなか、なぜかというのが言いがたいんですが、ただ、専門的でない事件の方は割と軽めな事件があつて、どちらかという当事者で話し合つて職権調停の方に持っていければというようなものが事件の中身としては多かったようでして、両当事者の話し合いなり、あるいは事務局から案を提示して説得するような、そういった過程でなかなか当事者の反応が悪いと時間がかかると、あるいは話し合いで和解できるかという可能性を最後まで追及して行って、結局、できなくて裁定になることもあるんですが、その辺の可能性を追求して、時間をずるずる使つたりというようなことも、理由の一つとして挙げられるのではないかとというのが分析したところでございます。

それから、4番目の現地期日の開催状況ということで、回数的には基準値として8回となっておりますが、ただ、これも実際にはいわゆる関東ブロック、関東甲信越静ぐらいのところは東京に来てもらうということで、それ以外のところは基本的にはこちらから行くということでやっているの、ですから、遠いところは割と延べ単で行っているの、えり好みをしてやっているわけではないということで、ですから、遠くの事件が減ると実績も減ってしまうというような実態になっております。

結局、6回ということで、このあたりは基準値よりも少ないということなんですが、受付事件からしてもそうなんですが、事件の出方に地域バランスが相当あるということで、

事件が全然出てこない地域があったりしてということがございまして、そのあたりが問題なのかなど。特に大都市なんかは事件が多めに出るということがあって、東京近辺は事件が多く出てくるんですが、そういった場合には現地期日については当然、やらないということになりますので、一方で、100万人ぐらいの政令指定都市で事件が多く出てきているのかというと、北海道なんかは札幌は大都市ですけれども、全然、事件が出てこなかったりと、北海道全体でそもそも出てこないんですが、というようなこともあり、地域的に偏りがあるということでございます。

それで、資料3の方についていただきますと、今年度に受け付けた主な事件を若干書き抜いております。裁定事件1件と調停事件1件をここに参考ということで挙げさせていただいております。

この江東区の事件はトラクターミナルを建て替えると、かなり大きなものにかえてしまうということで、周りの住民がいろいろ反発をしていると。もちろん、建て上がった後、トラックがたくさん来るようになって危ないとか、排ガスがとかというのものもあるんでしょうけれども、その土地自体がいろいろ汚染されているものがあったりして、汚染物質が飛散したりというようなことも主張されているというようなものでございます。

それから、次の大津市の調停事件ですが、これは終わったものということでして、京都の残土を滋賀県の方に持っていきまして、山合いの土地の谷に捨てたと。いろんな残土を集めてきて、どんどん、捨てていきまして、結局、許可されたものを大幅に上回るぐらい埋め立ててしまったと、それで、どんどん、崩れていって、下流の方の川が濁ったりとか、いろいろ、そんな状況になってと、それで、近辺の道路にも流出した土砂が崩落して流れていったりした。結局、この類いの不法投棄の事件でよくあるパターンなんですが、不法投棄した人は破産しちゃって逮捕されて刑事処分はされるんだけど、金がないので後始末ができないというよくあるパターンでして、結局、行政の監督責任を迫及して何とかしてもらおうということで、ただ、この件については実は市町村合併なんか絡んでいまして、合併する前の市町村が結構、責任があるような部分もありまして、合併した後の大津市、特に今の市長のもとでは、行政代執行とかでいろいろ土砂が崩れないようにとか、それなりのことはしていて、申請人もそのあたりは評価している部分があったんですが、最終的に行政代執行をいろいろしていって、ちゃんとモニタリングをしていくというようなことで両者は合意できて和解ができたということになっております。

この中で景観についても改善に配慮するというような条項が入ったというのが、一部のマスコミ的には評価をされたといいますか、単なる公害防止とかいう観点ではない景観の改善というのが入ったというのが評価をされたというところでございます。

それから、次ページ、2ページ目を御覧いただきますと、平均処理期間ということで先ほども資料2の説明で申し上げましたが、専門的な調査を要しない事件が1年1か月だったのがいきなり1年9か月に延びたということで、調停に力を入れたというのはあるんですが、急に延びてしまったと。一方で、専門的な調査を要する事件の方は改善していると

いうことになっております。それで、かなり長期化した事件ではボーリング調査なんかをかなり長期間でやったりとか、あるいは大気汚染というようなことで地元の住民の方が大挙して申請人になっているような事件で、割と何度も地元で説明会をしたりとか、あるいは地盤沈下なんかでも、掘って地質の調査をしたりとか、建物調査を何度もしたりというような、かなり専門的な調査をして、かなり長引いたものもございます。

一方、ここにも書いてありますが、専門的な調査を要しない事件ということですが、和解を目指して延びていったというのものもあるんですが、どちらかというところ、専門的な調査を要しない事件は簡単ということもあって、弁護士会へいろいろ広報宣伝をしたということで弁護士がつく割合が高まって、大体5割ぐらいまで過去から上がってきたというのはあるんですが、逆に言うと、半分はついていないわけですし、そこで、簡単な事件については本人でやっているのが多いので、その場合になかなか書面の提出などに時間がかかって、ずるずると長引いてしまうというようなケースもございます。いずれにしても、この部分はあまり長引くというのは裁判と違って簡易迅速というのがもともとの本来の趣旨ですので、それに反するというのもございますので、何とか改善していければとは思っております。

それから、2ページの一番下ですが、裁量不受理というのを1件やったということで、これは非常に珍しいので御紹介させていただきました。普通の裁判なんかにもない特殊なものとして裁量不受理という規定がありまして、要は事件の一切の事情を考慮して受審しないことが相当とされる場合に、不受理にするという規定があるんですが、ただ、なかなか、申請書だけを見て受けるのが適切でないと判断するというのは非常に難しいことでして、通常は一度は現場を見ないと判断ができないと、現場を見るための調査をするにはどうしないといけないかというところ、事件を係属させて担当者を決めないと、当然、現場に行きませんので、そのために事件を係属させるということは受け付けるということですから、ですから、普通はなかなか裁量不受理ができないと。

実際、例えば受け付けてしまった後で、実は山一つ越えた向こうの遊園地から騒音がくるとかいつている、あり得ないような申立てだったりするというのが分かったりもするわけですが、そういうのも現地に行ってみないと分からないので、もちろん、申立てで距離があるとかいうのは分かるんですけども、本当にどうかというところは現地に行ってみないと分からないということもあって、軽々に書類だけで裁量不受理にはもちろんできないわけで実際にしていないんですが、今度の事例については実は3回申立てがありまして、事件の中身は、周りの家で水を使って排水管に排水が流れると自分の家が揺れるという申立てをされていまして、それで、1件目のときに受け付けて担当者を決めて現場に行きまして、揺れるかどうかというのを本人と一緒に確認をしたんですけども、周りの家は何時間かいれば、当然、水を使うわけですから揺れないとおかしいんですけども、何時間が経っても揺れないということで、揺れませんねということで、これは無理じゃないですかという話をしたら1回目は取下げになりまして、ただ、また、同じものを申し立て

てきたと。

2回目ということで、2回目はどうしようかということで検討していたところ、本人が取り下げという話をしてきたので、受け付けた上で取下げという処理をしたのが2回目と。にもかかわらず、3回目で御本人からもう一回、申立てがあったので、これはいくら何でも受理すべきではないということで裁量不受理にしたという、こういう変わった経緯の事件でございました。

それから、次、3ページ目でございますけれども、こちらは広報関係ですので、資料2の方の2ページ目の広報の方の説明を先に申し上げてから御覧いただきたいと思っておりますので、資料2の方にお戻りをいただければと思います。2ページ目ですが、指標が三つあるんですけれども、一つ目は1ページ目の方の指標と共通のものでございますので、再掲ということで、こちらの方は省略をさせていただきたいと思っておりますが、二つ目は都道府県の公害審査会等の受付の指標ということで、こちらは単純平均ということになっております。それで、基準値は単純平均ということで、36件の受付で34件の終結ということで、2件、赤字にはなるんですが、ただ、県の事件の処理の仕方を国でコントロールするというのも変なので、過去の実績を単純に平均をしたというのが基準を定めたときの去年の議論でございます。26年度の数字としては、比較的受付も終結もきちっとできているというようなことではないかと思っております。

それから、3番目ですが、3番目の指標は県に一回かかって、そこで調停が不調で打ち切られ、その上で裁判なんかにはいわずに、今度は公調委に裁定申請をしてきたいという事件ということで、これも過去の平均で7件という基準を置いています、実際に来たのは5件ということでございます。ただ、この5件というのは係属の数字になっておりまして、そういう意味では必ずしも新規で何件が来たという数字ではないんですが、一応、係属中のものが5件ということになっております。

そこでですが、資料3の方に移っていただきまして3ページの方を御覧いただきますと、23年度からの数字を棒グラフで出しておりますが、受付が20件ということで過去から見ても少なめではあるんですが、何とか20件には乗ったということでございます。終結が23で指標よりは少なめではあるんですが、23年度に22という数字もありますので、そこまで下がったわけではないという感じでございます。

受付の事件を都道府県別に整理したものが3ページの下資料でございまして、これを見ていただくと一目瞭然なんですが、北海道は事件が全然来ないと、東北もほとんど来ないというようなことになっておりまして、北海道、東北は事件がなぜか来ないんです。大都市はもちろん札幌とか仙台とかがあるわけなんです、なぜか来ないと。それで、関東圏はそこそこ事件が来ているんですが、なぜか神奈川は事件が5件ということで多いと。一方で、北陸の方は余り事件がないような状況になっていまして、あとは東海方面は若干、事件が来ていると。ただ、三大都市圏ということでいくと、愛知が1件なのは若干少なめの感じもするということですが、あと、あくまでも今年度に限ってということですが、西

日本の方は事件が圧倒的に今年度は少なかったという状況になっております。

一番下で広報強化の取組ということなんですが、従来は関東ブロックの中で大きな市で、二、三年ぐらいで向こうの担当者が変わるような時期に合わせて訪問しまして、公調委への事件の紹介のようなことを依頼をしたりとか、そういったことで一応、公調委の存在感を高めるというようなことで活動してきたわけなんですけど、ただ、関東ブロック以外のところは旅費もかかるということで、せいぜい、行けて何カ所かと、個別に行くのは、一、二カ所ぐらいで、あとは全国ブロック会議なんかをやるきについでに回るとか、そんなような感じでして、余り要は遠いところへは行っていなかったと。これが逆に遠い事件が少なくて、現地期日の回数も少ないというようなことにつながっていたのかもしれませんが、今年度は事件数も急に減ったということもありまして、遠いところもかなりてこ入れをしないといけないのではないかとということもございまして、従来、首都圏で60前後ぐらいに行っていたんですが、それに加えて遠いところも31市を新たに訪問するというようなことで努力をしてみたということでございます。

では、次に4ページ目でございますが、去年のこの会議で大川先生の御指摘もいただきまして、近畿弁護士会と懇談をさせていただく機会を設けさせていただいております。ありがとうございます。

それから、原因裁定嘱託でございますが、裁判所の方にも制度の周知・利用をお願いをしてきているわけですが、少しずつ、うちの存在というものも広がってきているのか、だんだん、毎年、1件か2件ぐらいは話があるようになりまして、今年も一番下ですが、道路工事に伴う地盤沈下等の事件につきまして、こういう嘱託が1件ございましたということでございます。

次、5ページ目でございますが、そのほかの活動ということでございますけれども、先ほども申し上げましたが、今までの主に個別に接触するのが近場の市町村、特に近場の市と区しかあまり接触をして連携を個別にとるとことはしてなくて、せいぜい、ブロック会議とか連絡協議会というような場だけだったんですが、都道府県等もある程度、意見交換なんかはした方がいいだろうということで、今年度とできれば来年度もと思っておりますが、都道府県を訪問しまして情報交換なんかをしたりとか、あるいは場合によっては公調委を紹介していただくようなこともできればというようなことで、都道府県を回って意見交換をしたということで、今年度は25県を訪問したということでございます。

それから、もう一つでございますが、いろいろ、新たな方面での事件が増えているということもあって、公調委も専門的な勉強もしないといけないだろうということがありまして、個別に調査研究なんかを行って見たということでございまして、ここで挙げておりますのは、地域における近隣紛争をどういうふうに適切に解決していったらいいのかと。先ほどもなかなか和解に持ち込もうと努力したけれども、うまくいかないというような話も申し上げましたが、そういうところの改善の糸口につなげるべくということで、個別に調査研究を行ったということでございます。

それから、5ページの下半分でございますが、公害紛争処理制度に関する懇談会ということで、メンバーはこの下に書いてございます。それで、本日の懇談会と実はメンバーがかぶっております、磯野先生と北村先生はこちらの法制度の方の懇談会の方のメンバーもお願いをしているということでございます。それで、昨年9月から大体月一ぐらいのペースで開催をしてきまして先日で7回やったんです。来月に8回目をやって最終報告というようなスケジュール感でやっております。

それで、何でもこういうことを始めたかということなんですが、一つはここにも書いてございますけれども、産業型公害から都市型・生活型への紛争に変化をしたということがあるんですが、要は大きな公害から非常に身近な公害に変わってきたわけですし、それで、行政一般でよく言われるのが、身近な問題というのは身近な行政機関である自治体で処理をした方がいいんじゃないかという地方分権の理屈が言われているわけですし、公害もスケールが大きな全国で話題になるようなものから、逆に地元で問題になるようなスケールが小さい身近なものにタイプが変化していっているのであれば、自治体でもうちょっと取り組むようにすべきではないかという観点で具体的には今、国で裁定権限を独占して持っていて、自治体は調停しかやっていないわけなんです、自治体で裁定をやれるようにできないかというのが一つ、それと、もう一つは公調委は総務省の外局で、総務省はICTの担当ですから、行政の方はICTだということいろいろやっている部分はあるわけですが、裁判なり、司法の分野というのは意外と紙中心でまだやっています、ファックスなんかはまだ多少使っているものの、ICTの分野というのはほとんど手つかずという状況になっているので、公調委で検討してはどうかということでございます。

その中で、47年に公調委ができていますが、公害紛争処理制度そのものは昭和45年にできていまして、それで、制度の草創期に多少改正をしたりというのはあるんですが、その後、一切、法制度としては手つかずになっていまして、制度自体も表の場で検討したことは実は一度もないんです。それで、改めて総ざらいで検討してみてもどうかという、こういう会を開いてみたということでございます。

議論の流れとしては、裁定権限を持たせるというのは実際のところ、なかなか、都道府県の能力的な問題とか、あるいは都道府県そのものが実はなかなか希望しないという問題とか、そういった部分もあって、やれるとしたら、こうだという議論はできるんですけども、ただ、そのためにハードルはかなり高そうだと。なかなか、そこの部分は難しいということで、ですから、裁定権限を移譲する以外の方向で、もうちょっと県の審査会が活性化できればというふうには思っているところなんです、この懇談会で出てきている御意見は、例えば県の発意で国に原因裁定の囑託ができるようにならないかとか、あるいは県の方でも騒音とか振動なんかの調査はできるけれども、大気汚染とか地盤沈下とかの調査というのはなかなかお金もないし、技術もないのでできないので、結局、調査ができないと調停の話合いもうまくできないと。だから、すぐ打切りになっちゃうということもあるということです。だから、国に何らかの調査の協力を求められないかみたいな、そうい

うような話も議論をされたりというような状況でございます。

一方で、ICTの方はなかなか全面的にやるのは正直なところ、難しいわけですし、だから、裁判所もやっていないわけなんです、裁判所も何か一応、試行する最高裁規則を作ったみたいなんです、結局うまくいかないということもあって、権利の争いなので権利関係を主張したり、証明したりするような書類をなかなか偽造とか、そういったもののおそれがあるICTというのは使いにくいということがあるようですが、とはいえ、ですから、今、ファックスでできている部分を限定された、例えば両当事者に弁護士の代理人がついてるとかいったような限られた状況の中ではできるようにならないかという、試行ぐらいはすべきでないかというような議論をさせていただいているということで、まだ、最終回があと1回残っていて、議論の途中というような状況でございます。

それで、資料の方はここまででちょうど公害の部分まで終わりますので、一旦、ここで説明を区切らせていただきたいと思います。

○駒形事務局長 それでは、意見交換ということでお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですので、御意見または今の説明に対する御質問、御希望等がありましたら、御自由に御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○岸構成員 概要なんですけれども、昨年、相談件数が371件あって、今年は291、結構な変化、数だけ見ると、何か原因というか、いろんな要素があると。別に減ったから悪いかどうかという議論も別にあると思うんですけれども、まず、これだけ減った何か要因というか、考察はおありですか。

○河合総務課長 公害苦情件数そのものは若干、8万件から少し減っているということはあるんですが、ただ、減っているといっても、3,000件ぐらいなので、結局、1割も減っていないわけですから、ですから、371から比べて291だと相当、2割ぐらいは落ちているということで、落ち方はそれ以上に激しいので、ですから、全体の公害苦情の件数が減っているということだけでは、実は説明がつかないということで、過去、受付件数が増え出したのは平成21年ぐらいからなんです、そのときは現地期日をやりますということが朝日新聞の1面に載ったということもあって、それをきっかけにして増えてきている面があって、それ以外にいろんなところに弁護士会とか、あるいは法テラスとか、あるいは裁判所とかに周知して回ったりとか、あるいは近隣に限られますけれども、市役所や区役所を回って、もめている事件はこっちを紹介してもらおうとか、そういったことも回ってきているので、努力はかなりしてきてはいるんですが、ですから、急に減った理由がなかなかつかめないということです。

○岸構成員 私の記憶だと、過去、確か増えてきていて、去年、特に大きく増えて、また、今年、下がったということなんですけれども。

○河合総務課長 ただ、増えるちょっと前に戻ったかという、それ以上に下がってしまったので。

○大川構成員 公調委の質的、量的充実を図るためには、各都道府県の審査会がまともに

機能しないとだめなんじゃないか。苦情件数が数多くありながら、都道府県の審査会が申立てを受理している数は30何件、去年は増えたにしても微々たるものです。都道府県別の審査会の受付件数というのは確かいただいておりませんが、恐らく昭和47年からほとんどゼロの地域もあるんじゃないかなと思われるんですが、そのところをアップさせないと、公調委には再度の申立ても来ないし、調査依頼もないしということになってくるんじゃないか。各地の審査会を充実させるために法改正も検討されているようですが、それ以前に運用をどうしたらいいのか、ということをもう少し突っ込んで検討してほしい。都道府県とは立場が違うということになるかもしれませんが、全国の審査会委員長会議で要請するとか、優れた取組例なんかを紹介したりして、全国的にかさ上げをするようなことはやっておられるんでしょうか。

○河合総務課長 なかなか、全体を集めてという場になりますと年に2回しかなくて、各県の会長さんにお集まりいただく連絡協議会と、各ブロック毎にこちらが出かけていくブロック会議ぐらいしかないんですが、そういう場で一応、意見交換をしながらということになっているはいるんですが、なかなか、近場のいつも行っている自治体だけだとよくないということで、今年は遠いところにも行っているんですが、ちょっと普段から意思疎通を遠いところの人もしないといけないのかなというように感じております。

○富越委員長 若干、補足すると、今の論点は確か去年も御指摘があったと思いますが、各審査会が処理した事例をアンケートで集めて、どんな事例でもって、どんな解決をしたかを調べたものがあります。その中に出ているのは、工場から煙が出てきたり、においが臭いのでという紛争があったときに、実は工場が建築基準法違反だったというようなケースだと、単に公害調停だけじゃなくて、まさに建築基準法の観点から、工場建物の存続が許されるのかというふうに戻り込んでいくとか、いろいろ、ほかの地方自治体の行政機能を総合的に扱ったという例なんかがあります。このような事例を集めて参考例として幾つか冊子にまとめて配付するなどといったことをやり始めたところでもあります。また、市町村で扱っている苦情処理については、意外とそこで解決されているというものもかなりあります。御指摘のとおり、まだ、十分じゃないところはあるんですけども、現在は非常に不十分な状態かと言われると、頑張っているところですよというお答えになろうかと思えます。

○名取構成員 私は十分に理解できていない、5年ぐらいやっていて十分できていなくて申し訳ないんですが、相談件数と相談に来るというのは前の申請といいますか、8万件あった中から相談に移っていくのか、それとは全く別のルートが……。

○河合総務課長 いきなり来るというパターンも中にはあるんですが、通常は、普通は地元の市役所に相談をされる方が一番多くて、公害苦情調査なんかの結果ですと8万件といいますけれども、大体7割は1週間以内に解決されていまして、残りの1割も一月以内には解決されていますので、ですから、長引くのは残りの2割で1万6,000件とか1万5,000件とか、そのぐらいの数ということになっています。そこで、もめた場合に、場合によっ

ては市町村が県の審査会や公調委を紹介するとか、あるいは本人が市役所では何ともしてくれないのでということで、弁護士会なんかには相談に行って公調委を紹介されるとか、法テラスに相談して公調委を紹介されるとか、そういったようなパターンになっているということです。

○名取構成員 伺いましたのは、公調委のところとかに相談に来る件数が下がるということは、一つの考え方で十分に前の時点でスクリーニングができています。それで、適切な処理をしたから減ってしまったという見方もできるわけですが、ところが、受付件数が割合からすると基準値より低下している。ですから、相談件数が減ったとしても、その相談自体が非常に適切な相談であるために、受付までに持ち込めたというようなことであれば、都道府県あるいは市町村での相談がちゃんとスクリーニングの機能を果たしているという証左になると思うんですが、実は相談から受付にいつている割合も、10%ぐらいあったのがもうちょっと減ってしまっているということだと、この数字だけ見る限りはせっかくの制度、委員会なのに無駄な相談とはいいませんが、そういうのが増えてきているのかなというような数字だけを見ると印象を受けるんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○河合総務課長 その辺もかなりどう考えればいいのかというのはあるんですが、実際のところ、ある種、しばらく前は割と公害でいう相当範囲性、それがかなり低いものでも受けますというようなスタンスをかなり全面的に出していたんですけども、最近はその部分はやり過ぎだったかなというような反省もあって、相談の時点で相当範囲性が怪しいものについては怪しいですよということは多少、申し上げるようにはしてきているように変わってきているという部分がありまして、ですから、例えば同じマンションの上下階とか、そういった類いのものはなかなか相当範囲性がないとかいうのは典型的な例ですが、それ以外でも割と単純な近隣紛争に近いようなものなんかは、はっきり、それは公害に当たらないというふうに申し上げるようになってきているというものが最近では多少、増えているということはあるかとは思いますが、ただ、その影響を加味しても、確かに相談に比べて受付が落ちているというのは、それは否定できない感じもしますので、そこがなぜかと言われるとなかなか……。

○名取構成員 それを解決する策として、一つ都道府県ですとか市町村との連携というのを見る見方もあると思うんです。今、おっしゃられたような国というか、こっちの公調委の方で少し受付にする基準が変わってきたということが果たして都道府県ですとか市町村のレベルに周知されている、それがあまりいいことかどうかというのはまた別なんですけど、どうもこれは取り合ってももらえないからというようなところで、自治体レベルでとめてしまうというのも一つで、そうすると、適切な相談が上がってきて、さらに適切なものを受け付けていくというので上がっていく、そういう機能のさせ方も自治体の機能のさせ方としてはあるのではないかなという意見とコメントです。

○磯野構成員 二つばかり伺いたい。

一つはこの公害調停なり、今、公害審査会の方に出したら、どういう解決が見込まれる

んだらうかということについての予見というんですかね、申請をする側が何となくイメージできないということもありそうな気が、何を申し上げたいかということ、公害の質が変わってきたのだと思うのです。例えば引っかけるといことでは、例えば公共工事をすると、公共工事をすることについては大気汚染の問題が出てくるから、それを未然に防止したいと、例えば紛争で、あるいは新しい焼却炉を建てるのをやめさせたいとか、そういうような事例というのが非常に多くなっているのではないかと。そうすると、そういう事例をこのところにもし持ってきたとして、どういう解決の方法があるのか、ないのか。

ですから、争いは例えばアセスメントの問題であったりとか、そういうレベルでずっと、今、あっちでもこっちでももめているわけです。アセスメントが不十分であったりと。そういう段階でもって何かもし問題が紛争であることは確かなので、どういう解決があるのか、ないのか、つまり、被害というものは被害が現に出てからでないと、結局、ここだっとなかなか難しい。今のタイプというのは、出る前に何とかしたいという問題が結構増えてきているんだと思う、特に大型のものというのが。そのあたりのところがここではなかなか扱い切れない。

そうではなく、例えば既にある程度、被害が出ているんだけど、今度は例えば道路を拡幅するともっとひどくなっちゃうだろうというときに、できるのというような問題ですね。例えば何をという何となく問題のレベルが変化してきたことによって、単に健康被害だとか、生活被害が現に発生しているのでどうにかしてくださいといっても、なかなか、というレベルはもちろんあるけれども、それでもないレベルというレベルのものが結構増えてきて、それをどの程度、扱ってくれるのかということがだんだん出てくるのではないかと。そういうときにどんな形で、それこそ、差止めみたいな形で出してくれるんだらうか、被害を。それは難しい。そういうことになってくると難しい。

ただ、原因裁定とか、責任裁定であれば先が見えるので、原因裁定とかなんとかというところを積極的に打ち出すともう少し分かりがいいし、私はもっともう一つ、第2の質問との関係というか、タイムラグの関係で原因裁定の囑託、私は裁判の限界というのは、今の環境問題の裁判の限界はそういうところがあって、そののところにちゃんとコミットメントして、専門家としての原因裁定として上げるということができてくると、随分、環境裁判そのものも進むんじゃないかという気がしているのですけれども、それは買いかぶり過ぎでしょうか。私はそのあたりのところで……。

○駒形事務局長 資料3の1ページの先ほど説明をさせていただいた大津市の事件なんかは、具体的な被害が出ているというよりも、土砂が崩れて水質悪化をすること、さらに悪い状況になるということのおそれ公害というんですかね、そういうことがあるということで申請をされて、何かしら具体的な対策を大津市にやらせるということ調停の成果として出しているという意味では、こういう特に自治体なんかを相手にして何か調停で具体的な善後策、あるいはこれ以上、悪くならないような対策を取ってもらうというような手法としては、活用されているのではないかなという気がいたします。

○礒野構成員 それをイメージとしてどんどん出している、つまり……。

○富越委員長 お答えします。現在のシステムを先に御説明したいと思います。現在、ここで扱っている典型的なものは裁定事件における損害賠償請求というふうになってくるんですが、そうすると、損害が発生していないと請求が成立しないので、おっしゃるように、全部、事後的になってしまいます。

その意味で、裁定で来た場合にはまさに裁定の申立ての段階でもって何が損害ですか、何が被害ですかと言わなければ進まないものですから、そこでは事後救済ということになります。ところで、調停についても本来、紛争という概念は同じなんですが、現実の運用の中では、現実的な被害が発生していなくても被害の蓋然性があればいいじゃないか、「おそれ公害」でもいいじゃないかという扱いを相当古くからやってきました。例えば豊島の大きな事件なんかでも、あれも基本的にはベースは調停なんです。

大津市の場合でも、土砂山は現に存在していて、土砂崩れとかという被害は過去に発生したものとこれからのおそれと両方ある。そういった場合に、これを裁定でやれということになると、その被害を特定しなければいけないんですけれども、調停の場合ですと、将来の環境（水質）汚濁のおそれもまとめて検討できました。おっしゃるところは多分、調停における「おそれ公害」を広げていくというところが一つのポイントだと思うんです。

それから、あと、原因裁定の嘱託というのは訴訟法的に見るとびっくりするようなシステムでやっているわけですけれども、法律関係や権利関係を確定しないで、事実関係である原因関係、因果関係だけを判断しましょうというものです。その意味で、原因裁定で判断することは、裁判所風に言えば、公害事件における因果関係についての鑑定のようなこととなります。ただ、鑑定はあくまでも科学的なデータだけですけれども、ここでは科学的データに基づいて一応の法律判断、これは既判力も何もありませんので、あくまでも御参考意見になるわけですけれども、そういう意見を出すというものです。

例えば裁判所からの嘱託による原因裁定では、事実認定と法律判断とは裁判所のフリーハンドですから採用されないかもしれませんが、少なくともデータとそれに基づく法律意見というものをお送りするということが可能です。そこで原因裁定嘱託みたいな制度を広げていくということは、方向性としては意味あることと思います。特に地方の審査会の中心事務は調停ですから、調査にお金のかかる事件だから調停不調になっちゃうというときに、本当にポイントになる部分をあたかも鑑定の嘱託をするかのごとく原因裁定の嘱託でやるとかという、そういう方向性はあるだろうと思います。ただ、そこはまだ制度化されていないのが現状です。

○礒野構成員 ぜひ、できるところをもっと宣伝した方がいいと。ですから、おそれ公害ですかみたいなものを調停でもっときちんと扱います、こういう事例がありますよということを示していかないと、つまり、出す方がどういうことだったら受け止めてくれて、どうかが成果として見えてくるかということが見えないと申請もできないですよ。裁判の場合はこういう判断が出てくるんだろうというのが見えていますよね、いいに

つけ、悪いにつけ。だから、いいんですけれども、そうじゃない調停というものそのものについての理解もない。恐らく普通の人にとって調停というものがどういうものかというのを理解するのは、すごく難しいと思うんです。

だから、そういうところをうまくどなたかに協力していただいて、つまり、委員の方が直接出かけるのではなくて、そういうアドバイザーみたいなものの制度みたいなのをつくるなり何なりして、広報活動していくというのをとらないと、何か、これ以上はなかなかある意味で自分たちが近づいていいものなのかどうか分からないという制度になっちゃう、そういう感じがすると。ただ、多分、弁護士さんが絡んだり何かをするので、一定レベルの基準は恐らく維持されると思う。あとは原因裁定的に国への囑託、裁判所からの囑託で、もっともっとやった方がいいんじゃないかというふうに思う。

○山田構成員 情報としまして、資料2の方は特にコメントはないんですけれども、資料3の公調委の取組について大変結構な説明でよく分かりました。一つは私は県の環境審議会の方に関わっているので、現場サイドでどういう感覚があるか、大体、分かるんですけれども、大きな会社で大きな工場を工業団地に構えているようなところというのは、工場からの排ガスを完璧にきれいにして出してくるというんです。だから、そういうところからの大気汚染で公調委にお願いするようなことは、まず、起こらない。だからこそ、性質が昔の四大公害みたいな大規模型のものから生活に密着した、特に県レベルでいうと悪臭とか、生活の騒音とか、そんなレベルのものがあとに残った、あるいは今、ありましたような残土の処分とか、そういう細かいところがだんだんクローズアップされてきたのかなという気がします。

資料3でいうと、3ページの上の方は4カ年度のデータがあるにもかかわらず、その下の図が単年度になっているので非常にバーが粗いんですね。これも結構なんですけれども、4年分のデータがあるのなら、その積算値も見せていただければいいかなと。

○河合総務課長 個別のものも当然あるにはあるんですけれども。

○駒形事務局長 多分、作ろうと思えばいろいろと作れると思います。

○山田構成員 これを広報で出されても1件、2件というレベルで余り議論できないというのは。

○駒形事務局長 6年度ぐらいに合計すると東京が一番多くて、あと、千葉、神奈川、首都圏が多いと。それから、大阪、静岡というところですか。一方、北海道、東北は宮城を除いてゼロですし、他の地域でもゼロのところがあり、ちょっと偏りはあるかなと。

○山田構成員 それは人口密度にも依存していますでしょうし、そういうことでということだと思うんです。その傾向は積算値の方が見えやすくなるかなというふうな感想です。

もう一つは、最後の5ページですか、ICT化の問題ですが、ほかの委員の皆さんもおっしゃっているように、一般の利用者からすると、例えば流れ図的にこういう場合はイエス、ノーで分岐をやって、次にこういう条件でやろうというような分岐を入れて、どこへ相談を持っていくのがベストなのか、裁判にした場合とか、市町村の窓口に行くべきなのか、

県の公害審査会に行く、あるいは公調委に話を持っていった方がいいのか、コンピュータでシミュレーションと申しますか、あるいはいろんなテクニックはあるわけですが、流れ図をディスプレイの画面で自動的にたどっていくと、最後はあなたはこういう方法がありますよというようなアドバイスが出てくるような、何かICTと組み合わせた親切な機能を持ったホームページ的なものを作ると、皆さんのためにはいいかなという気がします。これは意見です。

以上です。

○駒形事務局長　こちらに具体的な相談件数291件は多分、本当に電話とか、そういう直接申請数じゃないんですけど、そういうことで相談があったと思うので、それ以外に恐らく申請される方はホームページを見て、自分で勉強して、どういう方法があるかとか、その上で相談されるか、あるいは直接申請するのか、そういった方も結構多いんじゃないかと思しますので、ホームページも少し工夫をしてアプローチしやすい、分かりやすいホームページ作りに努めたいと思います。

次長、何か。

○飯島事務局次長　今、修正のイメージみたいなのはまとめつつありますけれども、今、御指摘いただいたようなのは非常に面白いと思いますので、うまく工夫できるかどうか検討したいと思います。

○山田構成員　特にそれぞれの組織がホームページを持っていますよね。それぞれは自分のところはこういうことをやりますというのは、非常に丁寧に説明して下さるんですけども、申告したい人からすれば、それはどうでもいいんです。どこがどういうことをやっていて、総括的に全部分かって、自分はどこへ行くのがベストなのか、それは国がやっていただくのが一番いいかなという気がしますけれども、いかがですか。

○大川構成員　平均処理日数の件ですけども、調停、それから、裁定を合わせてのことなんでしたかね、1年9か月とか、2年2か月というのは。

○駒形事務局長　裁定事件だけです。

○大川構成員　裁定事件だけですか。母数が少ないから、個別事件の日数の影響が非常に大きいという気がしてなりません。御苦労して長くなってしまったと弱気に説明することもないんじゃないかな。個別事件の内容から説明した方が、説明しやすいんじゃないかなと思ったりして聞いておりましたけれども。

○富越委員長　御指摘のとおりです。母数が少ないのでちょっとずれるとがらっと数値が変わります。また、公調委の場合ですと裁判所と違って既判力、執行力、最後に強制執行というルートじゃなくて、裁定でも調停でも民事上の和解の効力しかないということで、一種のソフトパワーで紛争を解決しているという面があります。事件処理機関が長く延びているというのも、例えば裁定の事件で話合いができそうだという場合、裁判所ですと裁判上の和解になるんですけども、ここだと調停移行という格好になります。そこで、調停できませんかということで双方を説得していると、処理期間が長くなると、おっしゃる

とおり、統計数値ががっと上がってしまうという面があります。

あと、細かく見ると、例えば裁判所ですと終結して判決言渡し期日を決める。民訴の規定があるので、大体2か月と考えます。そして、裁判官3人が納得したら、すぐ、判決を完成させることができます。ところが、ここは行政事務ですから、委員の中で裁定案文がまとまった後、清書してもらって事務局でチェックしてもらって、公文書としてのチェックをしてもらってという段取りがあります。その意味では、本来、裁判所より迅速なはずですけども、逆に行政機関としての文書作成ルールとの関係で時間がかかっている面があります。

また、先ほど話にありました調査を要する事件の場合にはどういう調査をするかによって処理期間が変わります。大気とか、地質とかの調査となると、調査だけで半年、1年が優にかかってしまう、あるいは結果が出るのが翌年とかということになる。そういうのが数件入ると、それだけで統計数値が大きく変わります。

私がここへ来て2年ちょっと経ちますが、処理期間が長く延びている理由の1つは、とにかくソフトパワーで納得づくの解決をしようとするため、いささか荒唐無稽と思われる申立てでも、なるべく申立人のところへ行って説得する。これにはどうしても時間がかかる。次に、調査を要するものについてはかなり時間をかけて調査をする。特に公調委では、当事者の主張だけで結論を出すよりも、現地へ行って調査するというのがメインの作業になってきているものですから、その作業時間というのは結構無視できない。それと最後の結論を出す過程のプロセスでも、裁判所と比べたときに1か月ぐらいの長さが余分に必要というような面があります。

したがって、御指摘のとおり、ここが延びたか、延びないかという議論はあまり意味がなくて、むしろ、中身の問題なのかなと思っています。

○名取構成員 その点で納税者側の立場からしますと、限られた予算を一番効率的に使ってほしいし、一番困っている人たちに適切に救済してほしいというのが一般的な思いですが、先ほど弁護士を連れてこない人ほど長引いてしまうとか、荒唐無稽な申立て、それにコストがかかるというのは非常にもったいないし、納税者からは、なぜ、そこにという思いがある。そこを制度的に何らかの形でリジェクトできるような仕組みというのは、そうすると、大きな理念とずれてしまうから難しいのかもしれませんが、そこは何か考えられないところなんですか。

○富越委員長 公調委で仕事している者としての感想だけ申し上げますと、結局、事件の振り分け、どれだけ予算とエネルギーを投じる事件なのかそうじゃないのかという、その振り分けが大切だと思います。特に裁定事件ということになると、要件を満たしていればこちらは受理はしますので、それから先のことは中を見てから判断することになります。先ほど例にありましたけれども、山の向こうの遊園地からの音が低周波で聞こえるとかという、それは普通はないだろうということなんですけれども、例えば直線距離で途中に障害物がなければ、低周波音が来るという可能性は全部無視はできないので、行ってみなければ分

からない。その意味で、まず、受理した上でどうするか、それで、処理の方針として、これはそれ以上の調査は必要ないとなればしないし、そこの振り分けはかなりしていると思います。

もう一つ、客観的には瑣末な事案に引っ張られているという、表現によってはそういう面もあるんですけども、紛争当事者としてみると決して瑣末なわけじゃなくて気になっているわけです。そうすると、それ相応に現地へ行ってみて説得できるものなら説得しようということはありません。ただ、それ以上、まさにおっしゃるとおりで、お金をどこまで投入して、エネルギーをどこまで投入するか。そこはまた、別の話になります。先ほど職権不受理の話がありましたけれども、あのケースでは、周辺のお宅で水道を使うと、それが配管で下水道を流れていく、下水道升は自分の家の敷地にある、近所からそこへ水が来ると、自分の家が揺れると、こういう主張です。

そうすると、その事件でも第1回目は、担当の審査官が行って、申請人に本当にどう揺れるんですかと聞くわけですね。揺れますと行ってずっとみんなで部屋で待っている。揺れませんねと。そうすると、下水道の上に行けばちゃんと揺れるのが分かります、下水升の上に行けば分かりますというので、下水升の上に行って、それで、揺れませんでしょうということ容器に水を集めたら分かる。容器に水を張ってじっと見ている。揺れないでしょう。そういう説得をして取下げというのが第1回目の経過なので、ただ、それが無駄かと言われると、多分、そこでもし納得してもらえれば小さいながらも、一つの地域紛争は解決できたということになります。その事件にそれ以上、何かやるかという問題なので、あとはそれこそ申請不受理にしようかという議論になっていくわけです。その意味では、御指摘のとおり、予算の効率的な運用というのをまだまだやらなければいけないことは間違いないですが、それなりにやっているというところでは。

○岸構成員 昨年も同様のお話で、先ほどのホームページの改定の話としかるところなんですけれども、具体的なものでなくても例みたいなものというか、過去に解決したものの幾つを、もちろん、そのままを公開するというのは、当然、プライバシーの問題とか、いろんな問題でできないと思うんですけれども、ある程度、ぼかすというか、ある程度、隠した状況で具体的なイメージができるような事例みたいなものを、今も挙がっているのがあると思う、もう少し分かりやすい形でケースとして挙げるみたいなことができる、多分、想像はつくと思うんです。

先ほど、想像がつかないのが多分、一番原因だと思うので、例えばAという会社が川にこういう非常にぼやかした話でいいと思うんですけれども、そうしたら、こういうケースになりました。寝ていたら隣、遠くのところの工場から音が、本当にあった話を少しくそというか、隠す形にしてあげて、でも、サイズ感であったりとか、どうふうに手続が進んでいったのかとか、どのくらいの期間がかかったのかとか、まず、どこに問題があったのかみたいなことという例が何パターンかあるだけでも、多分、今はどちらかという、一生懸命、プッシュ型というか、こういう公害等調整委員会がありますよというのを押して

いく努力をすごくされていると思うんですけども、今の時代は先ほどあったように、結構、生活者も賢く自分で先に予習するというか、いろいろ調べたりとか、こんなことだったらやめようとか、予習できる環境もインターネットを含めてあると思うので、何か、そういうサンプル集といったら言葉は大変悪いですけども、言える範囲というか、隠せる範囲のサンプルがあると、かなり具体的な、これだったら本当に問題、何が言いたいのか、自分がどのくらい深刻な問題なのか、大したことじゃない問題かさえも分からないとよくない、なぜ、そんな話をしたかという、釈迦に説法かもしれないですけども、賛否両論があるんですけども、子どもを持たれたお母さんが、今、実はインターネットで大分救われているという話があるんです。

自分の子どもは異常かもしれないと。でも、先生に聞きに行くほど余裕もないし、でも、ネットに書いてみたらよくあることだよと、インターネットの情報がどこまで正確かの問題は一回別として、一番最初に外出もしなくていいし、誰か、人と会わなくてもいいけれども、調べられる対象としてインターネットというのが非常に機能していて、お母さんたちの精神安定剤になっている。自分はこの子は普通だと思ったら、これは異常だった、病院に行かなければということもまず最初に教えてくれるのがインターネットだったみたいなことで、これは例え話ですけども、また、それと何かそういう少しイメージさせてあげるものとか、自分がどのくらい深刻であるのか、もしくはひょっとすると自分が過剰過ぎるのかもしれないと、落ち着いてもらえるものなんかもあるんですけども、何かそういう例というのが1個あると、なぜ、そんな話を申し上げたかという、多岐にわたっていてパーソナル過ぎるので、1個1個の公害が昔と違って大気汚染があるところだったらまた別だと思うんですけども、騒音とか振動とか、かなりパーソナルというか、小さい話なので、自分が持っているものが公害なのか、問題なのかどうかも判断できない人がほとんどだと思うんです。

そういうサンプルケースがあると昨年、一昨年申し上げましたけど、サンプルケースを出せる、うそでもいいのでイメージできるものを、多分、本当にそのまま出すと問題になってしまうと思うので、仮にこういう場合、実際にあった事件を一部加工して紹介していますといったら作り話で済む話なので、そういうのがあると分かりやすいけれども、接点としてはやさしいんだろうなと。

それこそ、4年、5年、出させていただいています、いまだにこういう世界から遠い人間からすると、さすがに長く参加させていただいているので言葉は分かりましたけれども、調停とは何なのだろうとか、原因裁定とは何なのだろうとかいう言葉さえも最初は単語でも分からないですし、騒音は公害なんだろうから始まる、多分、それは普通の人の感覚はそのくらいだと思うので、何かそういうひょっとですけども、今の時代だと、それこそ区役所とか市役所の人でさえもインターネットで最初に調べることも十二分に考えられる時代、モラルの問題とか、リテラシーの問題は一回別としても、分からないことがあったらインターネットで引くというのはプロでも、面白い話でお医者さんのアンケート

で、珍しい病状に当たったときに一番最初にすることは8割がインターネットの検索といって、それはそれでいいかどうかの議論はありますが、事実がそうだとすると、別に市役所、区役所、県にお勤めの方たちが何かすごい相談があった、どうしようといったときに、一番最初にインターネットで調べることがそんなに異常ではない時代だとすると、そこにそういう補助線というか、支えを作ってあげる、例を作ってあげるということは、かなり有効に働くんじゃないかという気がしますが、そういう例、今日も資料3があることによって僕らは大分理解できる、僕なんかは特に理解できるので、実例じゃなくてもいいので、そういうのがあると。

○山田構成員 それはおっしゃるとおりなんです。それに一つつけ加えるならば、例えば悪臭なんかは今まで濃度假制でアンモニア何%以上はアウトだとか、そういう濃度で決めていたのが最近は少し基準が変わって感覚規制、人の感覚で判断するようになっていいますよね、基準が。そういう最近、変わったような事例なんかも、そういうところで紹介してあげればいいのかしらと思います。難しいですものね。

○岸構成員 多分、ポイントは余りにもそれでハードルを下げてしまうと何でもかんでも来てしまうので、その辺の線引きというところは多分、出す事例の選び方であったりとか、そこでのどのくらい大きさに思わせるかどうか、どのくらい簡単に思わせるかのさじかげんというのは多分、非常に大事なところだと思うんですけども、あまりにも今だと普通の人にやさしくないというか、厳しいような気が、あとはそういうことと同時に確か一昨年のお話だと思うんですけども、指標は例えばすごく前に話をしたとおり、例えば自分が公害問題で悩んだらどうなるんだろうな、騒音、相談で多分、検索するはずなんです。

そうすると、1年間で騒音で検索した人は何人ぐらいいるんだろうとか、その中の何人ぐらいが公調委のホームページにアクセスしているんだろうみたいな数字は出ると思うんです。それも別にすごくいい指標の一つ、相談件数とはまた密度は違いますけれども、これだけの方がこういうふうに公調委のサイトに訪れてくれて、情報を取ろうとしてくれたみたいなことも、場合によると一つの指標インデックスとしては機能するものだと思うので、こちらから頑張っているいろんな地域に行き、こういうのがありますというPRもすごくこれまで御尽力されてきた結果だと思うんですけども、一回、向こうが検索しにくるもの、コンテンツの方を少し充実させてあげるといえるのは、数年ではやり切れていないことだと思います。それは有効に機能するんじゃないかという気もしますが、

○飯島事務局次長 今回のホームページには終結した事件の解説は全部載っていますが、まず、そこへたどり着くのが難しいかもしれません。

○岸構成員 難しいんです。そうです。

○飯島事務局次長 御指摘のとおり、できるだけ見やすいというか、分かりやすい工夫というのは必要だと思います。

○岸構成員 まさに以前、僕が同じことを言ったときに載っているんですと言われて、終わった後に見に行き行って確かに載っているんですけども、正直、不勉強もあるんですけど

ども、こういう世界から離れた人間からすると言葉が難し過ぎて読めないのも、もう少し、それは正しいやり方だとは思いつつも少しカジュアルにしてあげたもの、簡単にさせてあげたものを用意してあげるというのは、結構、人を動かす意味では楽かもしれないですね。

○駒形事務局長 どうも貴重な意見をありがとうございます。

一応、まだ、土地利用の調整が残っています。それをまた御説明させていただいて、その後、また、何か全体で御意見をいただければと思います。では、土地利用の調整について説明させていただきます。

○河合総務課長 今度は土地の部分ということで、資料2のまず3枚目、3ページを御覧いただきたいと思います。

それで、最初が行政不服審査に関わる部分ということで、鉱業権とその他の公益との調整の部分ですが、指標が二つということでございます。一つ目は鉱業権の設定を禁止する鉱区禁止地域の指定請求事件についての指標ということで、平成22年度以来、指定の実績がないということで、ですから、件数で指標を立てるのは不相当だということで、去年、指標を改めるという結論になったということで、鉱区禁止地域の指定をするには地元で公聴会を開いたりとか、それなりの手続を踏まないといけないということもあって、過去にどのぐらいかかっているかという平均を出して、大体1年6か月ということで基準を置いているということでございますが、実際のところは今年度も全く申請がなかったということですので係属なしということで、ここは、ですから判断のしようがないという部分でございまして。

それから、2番目ですが、事件としては1件を受付というのが基準ということになって、この部分は平均値ということになっております。ただ、不服の事件を26年度は2件を受付ということなんですが、これは取下げで終わってしまったということもあって、年度内で解決をしているということになっております。件数的には2件ということでございます。

それから、次ページ、最後の4ページ目でございますが、こちらは土地利用調整の業務の中でも土地の収用に関わる不服申立てについて、国交大臣が裁決をする際の意見を述べるということでございます。それで、基準そのものは基本的には平均値を取っておりますが、これも最初の公害のところと同じで、なるべく赤字を出さないようにということで14件の受付、ここは平均値なんですが、これに対して黒字を1件出すという考え方で、終結させるのは15件を片付けようという目標値になっております。

それでということなんですが、26年度は15件を受付ということで、受付件数は大体予想どおりということなんですが、終結が11件にとどまっているということで、目標値と比べると多少、少なめという結果に終わっております。ただ、実際のところは、実は同じ土地収用の事件でかなり大規模な反対運動があって、かなり多数の方が1件ずつ申請をされてきている事件がございまして、実は今後も残っているやつがどんどん申請されて国交大臣から回ってくるんですが、実はその一部がこの15件の中に含まれてございまして、いわば待ちの状況になっているという部分もございまして、そういったものもあるということは御

説明させていただきたいと思います。

それで、次に資料3の方を御覧いただきまして一番後ろのページでございますが、個別の説明を入れておりますけれども、今、申し上げました大規模に不服申立てが来ている土地収用の事案というのは、ここにあります石木ダムという長崎県のダムをつくるという問題がかなり地元で問題になっておりまして、かなり大規模な反対運動があるということで、今年度、この関係の事案だけで7件が来ておりますが、まだ、相当、残りがたまっていて国交省からこれから来るということですので、ですから、15件が来たうち、残りの8件について動かしているというような状況になっております。

それから、次の二重丸のところですが、ここは御参考に書いてございますけれども、行政不服審査法が全面改正をされたということでございますけれども、それで、これに合わせてうちの手続も行政不服審査の一環であるということで、関係法令として改正をされたということでございます。そこで、従前の行政不服審査が処分を知った日から60日以内に申し立てないといけないということが3か月以内に延びたということで、この部分は一般原則が変わったことに合わせて、公調委の手続についても同様に3か月に延びたということでございます。

土地の部分は以上でございまして、次に資料4の方を続けて御説明させていただければと思います。こちらは1年ごとに計画を作っております実施計画というものでして、3年を単位に基本的に作るというふうに最初に申し上げましたが、その3年分の基本計画のもとに、1年ごとに個別に毎年の実施計画がぶら下がるというシステムになっておりまして、ですから、27年度の実施計画は3年のうちの2年目の個別の実施計画ということでございます。ただし、各省と違って政策をたくさん持っていて、毎年、違う政策をやっているとかというわけではありませんので、今年はこの政策を重点に評価しますとかいうような入れ繰りが基本的にはないものですから、そういう意味では、まさに数字の置きかえをしているだけということでございます。ですから、26年度が27年度になっているとか、要は何年何月からというのが変わっているとか、あるいは1年目というのが2年目になったとか、その類いの全く形式的な直しということでございます。

それから、次ですが、以下の参考資料は基本的には御覧いただければということでして、一応、念のためということで、参考4で26年行政事業レビューシートというのがついています。これは行政事業レビューを行っているので、それと政策評価の連携を図るというような趣旨があるんですが、昨年この会では実は25年のときの行政事業レビューで意見がついていたので、これについて御紹介をしたと。これは総務省本省の方でやっていて、本省の方の有識者が意見をつけてくれるわけなんですけれども、今年度については実は特に意見はついていないということで、ですから、全く御参考までという扱いかと思います。

説明は以上でございます。

○駒形事務局長 それでは、何か御質問、御意見がございましたらよろしくお願いたします。

特にございませんようでしたら、また、もとに戻って公害紛争に関連したものでも結構ですし、公調委全体についての御意見、また、御質問でも結構ですので何かございましたらよろしくお願ひします。

○名取構成員 誤解がないといいかなと思うんですけれども、先ほどくだらない事件といっっては語弊がありますが、些細な事件に関しても調査されているという話があつて、それで適切な振り分けがされているというところがあつて、それ自体は全く気にしていない、今度は逆に事務的な方に申し上げたいのは、委員長とか、委員の方を言葉はよくないかもしれませんが、そんなことに使わないような形に整えてほしいなと思うところがあります。わざわざ行かれて容器に水を張ったものを見るために、委員長、委員になっていただいているわけではないだろうと。

○駒形事務局長 現地に行ったのは、事務局の審査官です。

○名取構成員 そうですか。それでも、さらに本当にその人がやることなのかというところはすごく気になるところでございます。そういったところがきちっとスクリーニングされて、適切な適材適所で国が担当するものは国が担当する、都道府県でやれることは都道府県がやれる、市町村がやれることは市町村がやれるという意味でも例に、そういう方向での仕事の分担での連携がとられれば、全て適切なものに適切なエネルギーが扱えるのではないかなと。もちろん、難しいことは分かっておりますが、そういった部分での制度の整備ですとか、連携の強化というところに少し意識を払っていただけるのが重要なのではないかなというふうに思った次第です。

○吉村委員 実際に申請になるのは多くはないんです。瑣末な相談は年間600件か700件くらいありまして、総務課で電話等でいろいろやりとりをしまして、その中の何割かがこうやって上がってくることになっています。

○河合総務課長 今の御指摘は全くそのとおりで、身近な問題なり、小ぶりというとは何ですが、小ぶりの問題は自治体にやってもらうために、今、裁定ですと、全部、国の所管になっているので、小さい事件でも全部、国に来てしまうものですから、それで、要は小ぶりの事件とかは、自治体で引き受けられるようにしてはどうかというような発想から有識者懇談会で御議論いただいているんですが、ただ、実際には裁定をこなそうとすると、相当、公調委もそうなんですけれども、裁判所からのバックアップがかなり必要ということもあつて、そのあたりを47都道府県全部にバックアップしてもらうのも、事実上、厳しい部分もありますし、今、分権でよく言われている手挙げ方式、やりたいところに集中してやってもらうというのものもあるんですが、それでもやりたいところの負担が相当大きい割には、件数的にそこまで多くないということもありまして、そういったところもあつて、苦慮したというところでございまして。

○駒形事務局長 あと、何かございますでしょうか。

○山田構成員 今の最後のところの資料2の一番最後のページ、お話のあつた15件のうち、関連性の問題から手つかずのものが半分ぐらいだというようなことを今後、こういう表に

あらわしたときに、例えばそれは2年とか3年のスパンでやればうまく表にあらわせる、その表記上の工夫は何かございますか。単年度で毎回、これを出していくと、そのずれが係属してしまうだけ。

○河合総務課長 ですから、最終的に評価するときに事情として書き込むというような形に何かしら分かるようにはしたいと思いますが。

○山田構成員 このままでは誤解されますね。

○大川構成員 小さいことで、しかも、私の関わっている事件なので、しゃべろうか、どうしようかとずっと迷いました。議事録から外していただいてもいいんです。豊島事件が2000年に解決をいたしまして、調停条項の中で香川県と住民とが処理協議会というのを設置して、現在もずっと続いて15年近くになるんですね。処理協議会をつくっていただいたのは大変よくて、そのために両者の間に問題が生じて、今後は大きくならずに処理できて、スムーズに撤去作業が進んでいます。そこに公調委から毎回、出てくれております。そして、最初か最後の方で、司会者が「本日は公調委からも出席しておられます」ということを言って終わりなんですけど、私はいつももったいないなと思っています。公調委の存在感をもうちょっと出した方がいいんじゃないかと。

両者の間で、時々、もめかかっても何とかおさまっていますので、公調委に入ってもらうことはなかったのですが、何年に一遍ぐらひは、「香川県と住民はよく頑張っているじゃないか」、「公調委もちゃんと見守っているからしっかり最後までやれよ」というようなパフォーマンスをやってもらった方がいいんじゃないか。その辺、存在が地味だなという気がして、一事が万事かもしれないのですが、もっと上手にやっていただいた方が公調委にとってはいいんじゃないかと思うんです。

○富越委員長 広報の機会になりますね。

○大川構成員 そうなんですよ。

○駒形事務局長 では、次の28年度中、調停情報で出す、いずれ、終わりがくるわけで、それまでの何がしかのタイミングで何か考えてまいりたいと思います。

○大川構成員 最後に原状回復をどこまでやるかというのは、調停条項が当時の両者の力関係から曖昧になっているんです。そこがちょっともめると思います。そのときにはまた御協力いただかないといけませんけれども、うまくいっているときでも、「公調委は見ているぞ」というメッセージを委員長代読などしてもらえれば、非常にありがたい。

○駒形事務局長 あと、何かございますでしょうか。

若干、まだ、時間があるんですが、それでは、お時間が若干ありますけれども、御意見をいろいろ承りましてありがとうございます。今日、いただいた貴重な御意見を踏まえて、私どもの委員会の業務をしっかりと進めていきたいと思っております。今後とも、また、我々の方から御連絡させていただくことがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

委員の皆様、何か。

○富越委員長 どうもありがとうございました。

○駒形事務局長 どうも今日はありがとうございました。